

一、付世間出世於講說中不可存  
 一、於講衆御密議不可及外聞事。  
 一、滿十二ヶ年之勤任而雖令退出不可致疎略。縱爲未滿同前事。

一、於講中御會合之砌可參候事。  
 一、不限講說勤行之御座席、雖爲何處不可致無禮事。以前條々任評議之旨定之畢。於自今以後者、至一衆御治定事者、縱雖爲何強議不可漏之。若背此條々候者、

上奉始梵王釋王三界諸天、下難陀跋難陀等四海龍神、惣日本國中大小神祇、別當山守護白山妙理權現并七社御王子眷屬、神罰冥罰可罷蒙之狀如件。

嘉元三年三月 日 承仕 聞教 在判

【此間十四人略】

長享元年丁未十二月晦日 承仕 賢 快 在判

五月七日。鹿島郡萬行保東方地頭職齋藤胤成、鎌倉に著到を告ぐ。

【天野文書】

承 了 (北條師時 在判)

一四三

着到

依此御大事、能登國御家人萬行又五郎胤成參勤仕候。

嘉元三年五月七日

(胤成は鹿島郡萬行保東方地頭職にして齋藤氏なり。建武二年三月十七日讓狀にその名見ゆ。本文書に此御大事といふは、鎌倉に於ける北條時村と宗方との騒亂に關するものなるべし。)

德治二年

丁未 紀元一九六七

九月廿一日。某、鳳至郡諸岡寺に護摩田を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

一四四

きしんすもろをかのごまでんの事

合いろいまつき

みぎでんぢは、かのくれうまいにあてたてまつるうゑは、

(仙)せんとうならびにりやうけあづかりどの、御あんのため(のん脱カ)に、きしんしたてまつるところなり。まつだいたりといふとも、さほいあるべからず。よてしやうらいのために、きしんのじやうくだんのごとし。

とくぢにねん九月廿一日

在 判

德治三年

戊申 紀元一九六八

延慶元年

十月九日 改元

五月二日。六波羅探題、山城南禪寺領能美郡得橋郷地頭代興範が佐羅別宮雜掌貞清に同郷内佐羅村を押領せられたりとの訴を裁決す。

【南禪寺文書】 山城

一四五

南禪寺領加賀國得橋郷地頭代興範申、當國白山中宮佐羅別宮雜掌貞清寄事於牛嶋村下知狀押領各別當郷佐羅村由事

右當郷地頭職者、六波羅代々新所之處、爲當寺領宗像社

替、自關東被避進畢。而佐羅別宮雜掌貞清對于牛嶋村地頭代乘賢、彼別宮御供田事、致同心表裏之沙汰、稱令和与貞清、掠給御下知。其後嘉元四年七月廿三日申給重而下知之刻、御使出雲五郎左衛門尉景秀、肥後左衛門三郎秀時、同八月令入部當郷、令打渡件佐羅村三十餘町於貞清畢。當村者爲惣郷内地頭代之内檢帳分明也。當別宮御供田者、當郷内五町餘在之、全不入交于佐羅村之上者、何就佐羅名字可令押領一村哉。貞清當時構城野、令柙籠當村所致狼藉也。先被返付當村於惣郷後、於貞清舒訴之段者追可有亂明之旨、興範依訴申、召出先度事書之處、如去嘉元二年十一月十二日評定事書者、加賀國得橋郷内佐羅別宮御供田雜掌貞清申、同國得橋木郷牛嶋地頭助貞高、代乘賢、押領當御供田、致刈田追捕由事、就御使安房藏人大夫氏時、富樫四郎泰景、執進乘賢和与狀、可被成御下知云々。就之於貞清者、可被召出之旨、觸申本所座主宮畢。至先使者等者、仰成六郎尚親・小松上總房圓勝、遣召符之刻、景秀・秀時代官行信・行